

平成30年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 地域日本語教育実践プログラムの概要

1. 本事業の目的

日本国内に定住している外国人等を対象とし、日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できるよう、各地の優れた取組を支援することにより、地域における日本語教育の拠点が各地に整備され、日本語教育の推進が図られることを目的とします。

2. 事業内容

(1) 地域日本語教育実践プログラム（A）

「生活者としての外国人」に対する①日本語教育の実施、②日本語教育を行う人材の養成・研修の実施、③日本語教育のための学習教材の作成の全てを組み合わせて実施する優れた取組を支援します。

実施に当たっては、文化審議会国語分科会で取りまとめた「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について等（※）を活用することとしています。

(2) 地域日本語教育実践プログラム（B）

地域の創意に基づき、多様な機関等との連携・協力を図り、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の体制整備を推進する、①関係機関等の連携・協力を推進する検討体制の整備、②多様な機関等との連携・協力に基づく日本語教育の実施、③取組の成果の発信及び住民の日本語教育への理解の促進、④その他、これらに類するものの中から複数を組み合わせ（取組のいずれか一つ以上に必ず日本語教育の実施を含む）実施する優れた取組を支援します。

3. 支援対象

本事業の対象となるのは、次の（1）から（3）のいずれかの要件を満たす団体です。

- (1) 都道府県又は市区町村（それぞれ教育委員会を含む。）
- (2) 法人格を有する団体
- (3) 法人格を有しないが、次の①から④の要件を全て満たしている団体
 - ① 定款又は寄附行為に類する規約等を有すること。
 - ② 団体の意思を決定し、執行し、代表する組織を有すること。
 - ③ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
 - ④ 団体の活動の本拠としての事務所を有すること。
 - ⑤ 団体の収支を記録した会計帳簿を作成していること。

※ 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について等とは、文化審議会国語分科会で取りまとめた以下のものをいいます。

- ① 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について
- ② 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 活用のためのガイドブック
- ③ 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 教材例集
- ④ 「生活者としての外国人」に対する日本語教育における日本語能力評価について
- ⑤ 「生活者としての外国人」に対する日本語教育における指導力評価について

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

- 「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」平成29年6月9日閣議決定
- 「未来投資戦略2017－Society5.0の実現に向けた改革－」平成29年6月9日閣議決定

地域日本語教育実践プログラム

プログラム（A）

「標準的なカリキュラム案」等の活用による取組

「生活者としての外国人」に対する標準的なカリキュラム案等を活用し、地域の実情・外国人の状況に応じた以下の取組を行う。

- 日本語教育の実施
- 人材の育成
- 教材の作成

プログラム（B）

地域資源の活用・連携による総合的取組

地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組や、日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組等を行う。

（想定される取組例）

- ・子育てや防災の取組との連携
- ・地方公共団体の部局、関係機関・団体、企業等からなる協議会の設置 等

文化庁

成果の普及

事例の収集、カリキュラム案等の検証・改善

審議会報告・成果物の提供

文化審議会国語分科会が取りまとめた報告・成果物の提供を行う。

標準的なカリキュラム案

教材例集

活用のためのガイドブック

日本語能力評価について

日本語指導力評価について

地域日本語教育コーディネーター研修

地域における日本語教育プログラムの編成や実施に必要な地域の関係機関との調整に携わっている者等、地域日本語教育を推進する中核的人材に対する研修を実施。

日本での生活に必要な日本語を習得

外国人の円滑な社会生活の促進

本事業の範囲

背景・課題

外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにするための施策を講じていく必要